

転倒事故事例

ショッピング センター

約860万円支払い命令

ショッピングセンターの買物客が、店舗内に落ちていたアイスクリームに足を滑らせて転倒し後遺症が残る障害を負ったとして、ショッピングセンターの運営会社に対し、不法行為に基づく損害賠償等を請求した。

裁判所は、運営会社の安全管理上の義務違反を認め、損害賠償請求を一部認容した。（岡山地裁平成25年3月14日判決）

餃子の王将

100万円支払い

平成24年11月「餃子の王将」の店舗内で40代の女性客が床の油で滑り膝を強打して重傷を負ったとして、運営する王将フードサービス（京都市）に約2500万円の損害賠償を求めた訴訟があった。

王将側が原告の女性に解決金100万円を支払う内容で、大阪地裁（小池明善裁判官）で和解していたことが7日、分かった。平成27年3月6日付。

コンビニエンス ストア

115万円支払い命令

ファミリーマートで買い物中の女性が転倒して左腕を縫うけがをした。

裁判所はファミリーマートは安全確保のため、水ぶきの後からぶきするなど客が転ばないように店舗経営者らを通じて指導する義務があったとし、慰謝料などの支払いを命じた。（大阪高裁2001年7月31日）

ビル内での 転倒事故

2,200万円支払い命令

JR池袋駅ビル7F通路で主婦が転倒。左足を骨折し、左股関節機能麻痺の後遺症が残った。

東京地裁は、低コストを業者に強要するあまり清掃も十分でなく、また床に油や水が付着して滑りやすくなっていたことが原因であるとし、損害賠償などの支払いを命じた。（東京地裁2001年11月27日）。